



# 消費者注意報

Vol.7

## 幸運を呼ぶブレスレットのはずが…

へえ～、幸運を呼ぶブレスレットか～

**効果抜群**  
幸運  
効果おくりが  
返金保証

効果がなければ返金するって書いてあるし、試してみよう！

1 2  
4 3

返品するつもりで電話したのにこんなに次々買うことになるなんて…

開運できないのは先祖の霊が原因です。高名な祈祷師さまにお祓いしてもらったものを…

数日後  
全然効果ないわ！  
返品します。  
お金返してください！



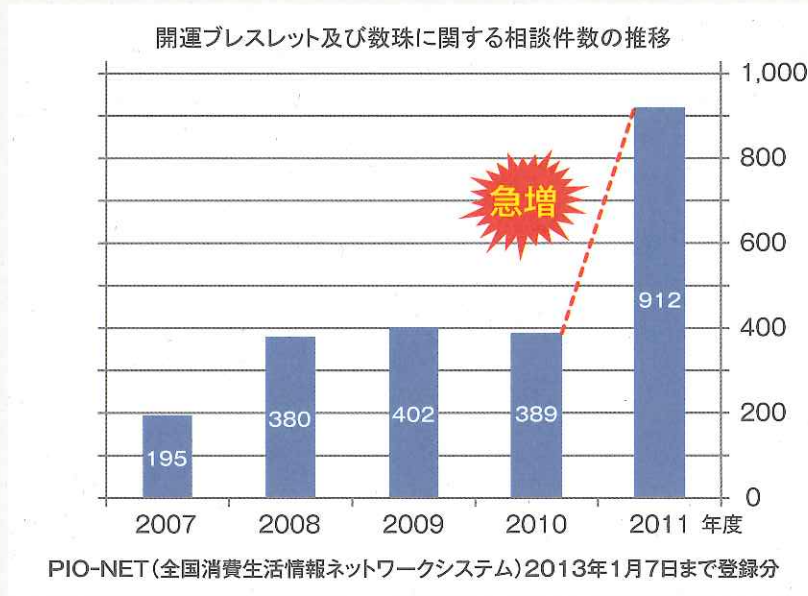
京のチェックポイント!!

- Q. 開運グッズってほんとうに効果があるの？
- A. 効果があるかどうかは誰にもわかりません。広告を見た人もほとんどの人は最初は効果を疑いますが、広告に載っている多くの体験談を読むうちに、もしかしたらと思ってしまうようです。
- Q. 効果がなければ返品可能って書いてあるけど……。
- A. 「〇〇日以内に効果がなければ返品可」「返金保証付き」などと書かれていますが、効果の有無を判断することは困難です。そのため返金に応じないこともあります。
- Q. 返品しようとしたのに、次々に違う商品を勧められてしまった…。
- A. 運勢があまり良くないと思っている人は不安につけこまれ、高額な開運グッズや祈祷サービスなどを次々と勧められる「開運商法」と呼ばれる手口の被害に遭いやすい傾向があります。  
返品したいと電話した際に、別の商品を勧められ契約したなど、クーリング・オフができる場合があります。また業者のセールストークや勧誘方法に問題がある時は契約の取り消しができる場合があります。すぐに消費生活センターに相談しましょう。  
開運グッズを購入後、複数の会社から、さらに別の商品を進める電話がかかってきたり、DMが届くことがありますので注意しましょう。

ご相談はお近くの消費生活センターへ

# 幸運を呼び込むはずがトラブルに・・・

不況が続く世相を反映してか、開運グッズに関する相談は毎年増え続けています



開運ブレスレットや数珠などの通信販売をきっかけに、「先祖のたたりで不幸になる」などと不安をあおり、次々に開運商品(つば、数珠、印鑑など)を売りつけたり、高額な祈祷料を請求したりする「**開運商法**」と呼ばれる手口の被害が増加しています。

## ●開運商法にだまされないための4か条●

- その1 開運グッズを買っても運が開けるわけではない
- その2 返品保証があるからといって、安易に申し込まない
- その3 新たな開運グッズやサービスの購入を電話で勧誘されても、すぐに契約しない  
もし電話勧誘で契約してもクーリングオフ期間内なら、速やかに手続きする
- その4 不安をあおるような勧誘をされたり、業者が解約に応じない場合は、消費生活センターに相談する

不安なときは  
まずお電話を！

消費者ホットライン 0570-064-370  
(お近くの消費生活相談窓口へつながります)

京都府消費生活安全センターくらしの相談 075-671-0004  
高齢者消費生活ホットライン 075-671-0144

山城広域振興局商工労働観光室 0774-21-2426  
南丹広域振興局商工労働観光室 0771-23-4438  
中丹広域振興局商工労働観光室 0773-62-2506  
丹後広域振興局商工労働観光室 0772-62-4304

消費生活土日祝日電話相談(緊急のみ) 075-257-9002